

点字投票・代理投票

目の不自由な方は、投票所に点字器を用意しています。

また、身体が不自由なため、字の書けない方は、投票所で申し出てください。本人に代わって代理で書いてくれる代理投票の制度があります。

この場合、投票の秘密は絶対に守られますから安心して投票してください。

投票日に投票所へ行けない方は不在者投票を

仕事、病気又はレジャー等で、投票日に投票所へ行って投票することができない方のために設けられた制度が不在者投票です。投票日に投票できない方は、この制度をご利用ください。

★不在者投票のできる期間

日時 11月25日(火)～11月29日(土)
8時30分～20時

場所 役場2階大会議室

※選挙入場券を持ってきてください。

(不在者投票のできる期間に選挙入場券が届いていない場合でも投票はできます。)

選挙入場券について

選挙入場券は、投票日の前日までに、松前町選挙管理委員会から郵送で選挙人に交付されることになっています。

これは、選挙人であるかどうかを確かめるとともに、投票所を知らせるために交付されるものです。

もし、選挙入場券が届かない場合は、選挙管理委員会へ申し出て交付を受けてください。なお、選挙入場券を紛失した場合でも投票できますので、投票所の受付でその旨申し出てください。

松前町長選挙 立候補予定者事前説明会

事前説明会を次のとおり行いますので、立候補予定者の方は必ずご出席ください。

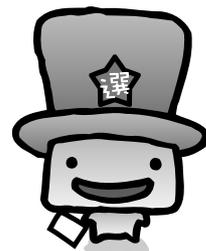
日時 11月12日(水) 10時～
場所 役場4階402会議室

問い合わせ

松前町選挙管理委員会事務局

☎ 985-2111 (内線2337)
☎ 985-4132 (直通)

11月9日(日)は 衆議院議員総選挙の 投票日です。



投票時間

7時～20時

みんな
そろって投票しましょう。

当日、仕事や病気などにより投票できない方は不在者投票を！

★不在者投票

10月28日(火)から11月8日(土)まで
8時30分～20時
庁舎2階大会議室

※最高裁判官の国民審査の不在者投票は11月2日(日)からです。

問い合わせ

松前町選挙管理委員会

☎ 985-4132